

大気常時監視測定局の見直しの検討について

● 検討内容

① 測定局数の算出方法の変更

（「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準」の改正）

事務の処理基準が令和4年に改正され、必要測定局数の算出方法に変更があり、自動車排出ガス測定局・一般環境大気測定局各1局の計2局が必要局数となる。

② 大気環境の安定

近年は市内全測定局の全測定項目において環境基準を大きく下回っており、PM2.5以外の測定項目は常時監視の必要性に全国的に懐疑的な意見がある。

● 見直しの方向性

- ① 人口減と大気環境の改善によって本市に必要な局数は2局（一般局と自排局の各1局）
- ② 自排局は、交通量の多い道路に面する設置場所を選定する
- ③ 一般局の測定項目のうち、SO_xは、主に工場等の事業活動に伴って排出されることから、工業企業が多く立地する地区を選定する
- ④ PM2.5は、市中心部に設置場所を選定する

● 令和7年度における見直しの状況

種別	測定局	～R6年度	R7年度
		測定項目	測定項目
一般環境	塩谷測定局	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	測定局廃止
	勝納測定局	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質	（測定を廃止）→銭函測定局へ （測定を廃止） 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質
	銭函測定局	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 硫黄酸化物（勝納測定局から移設）
自動車 排出ガス	駅前交差点測定局	窒素酸化物 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	窒素酸化物 一酸化炭素 浮遊粒子状物質

● 今後の方向性

必要局数である2局の配置に向けて、引き続き検討を行う。